

美里町政策評価委員会設置要綱

平成 19 年 10 月 31 日

告示第 65 号

(設置)

第 1 条 政策の評価を客観的かつ厳格に実施するため、及びその結果を政策へ適切に反映するため、美里町政策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町の政策について、専門的な知見から調査、研究及び検討を行い、町長に意見を述べること。
- (2) 政策評価制度及び運営のあり方について、調査、研究及び検討を行い、町長に意見を述べること。

(委員及び任期)

第 3 条 委員会の委員は、6 人以内とする。

- 2 委員は、優れた知見を有する者から、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の調査及び意見書)

第 5 条の 2 委員は、必要な調査を行う。

- 2 委員は、前項の調査した結果から、町の政策に対する意見書を作成し、会議に提出しなければならない。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、会議において必要があると認めるときは、職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 委員は、調査において必要があると認めるときは、職員に意見若しくは説明を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

3 委員会又は委員は、第1項又は前項の規定に基づき、意見聴取等を求めるときは、企画財政課に申し出る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。